

# 労働保険適用徴収業務の改革案について

# 労働保険適用徴収業務の改革案について

## 1. ヒト(組織のスリム化)

- 業務の外部委託化・非常勤化を通じた行政組織のスリム化

・常勤職員数の推移

<平成21年度>	<平成22年度>
927人	888人

・非常勤職員数の推移

<平成21年度>	<平成22年度>
486人	563人



<平成23年度以降>  
外部委託化・非常勤化を  
通じてさらなる削減

## 改革効果

《削減数》

業務の外部委託化・非常勤化を通じてさらなる削減

## 2. モノ(余剰資産などの売却)

[ 不動産は所有していない。 ]

《売却見込額》

—

## 3. カネ(財政支出の削減)

- 業務の外部委託化・非常勤化を通じた財政支出の削減

・人件費(常勤職員)の推移

<平成21年度>	<平成22年度>
86.9億円	85.1億円



<平成23年度以降>  
外部委託化・非常勤化を  
通じてさらなる削減

《削減額》

業務の外部委託化・非常勤化等を通じてさらなる削減

- 労働保険加入勧奨業務に関する委託事業について、事業の目的が類似の雇用保険活用援助事業（平成22年度予算額8億円）と統合した上で、総予算額を削減

・委託に係る経費 ※ カッコ内は雇用保険活用援助事業との合計額

<平成21年度>	<平成22年度>
8億円(18億円)	6.6億円(14.6億円)



<平成23年度～>  
事業統合の上、  
総予算額を4割削減

- 報奨金について、大規模な事務組合に対する交付額の縮減を行う等により総予算額を縮減。

<平成21年度>	<平成22年度>
120.0億円	123.2億円



<平成23年度～>  
総予算額の縮減

## 4. 事務・事業の改革

### 1. 行政体制の効率化

#### ○ 業務の外部委託化、非常勤化

##### 【内容】

公権力の行使を要する真に行政職員が行わなければならない業務以外は、外部委託化・非常勤化を検討し、順次実施に移す。

##### <対象業務>

- 年度更新申告書等の内容審査業務
- 年度更新申告書の未提出事業所に対する督促業務
- 保険料の未納事業所に対する納付督促業務
- 算定基礎調査の補助業務(書類の照合による過少申告のチェック等)
- 事業主からの各種相談への対応業務

##### 【実施時期】

平成23年度から平成25年度までの3年間で段階的に実施

※ 事業主の混乱を生ずることのないよう、段階的に行う。

#### ○ 業務の集約化

##### 【内容】

現在都道府県労働局で行っている業務について、本省に集約する。

##### <対象業務>

- 還付金の支払処理に係る業務
- 督促状の発行・送付業務

##### 【実施時期】

平成25年度までの可能な限り早期に実施(必要なシステム改修を行う。)

## 2. 国民サービスの向上・窓口負担の軽減

### ○ 口座振替制度の全事業主への対象拡大

#### 【内容】

口座振替制度の対象を全事業主に拡大することにより、窓口で保険料を申告・納付する事業主の手間を削減するとともに、行政コストも削減

※ 現在は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主の保険料のみが対象

#### 【実施時期】

- ・ 平成23年度第4四半期から分割納付をしている事業主について先行実施
- ・ 平成24年度から対象を全ての事業主に拡大し、制度の利用を促進

#### 【目標】

口座振替納付率: 平成21年度約2% → 平成24年度(初年度)45%  
→ 平成26年度までに口座振替納付率を85%へ拡大

### ○ 電子申請利用促進に向けた取組の推進

#### 【内容】

窓口で行う各種申請を電子申請により行うことで、事業主の負担を軽減するとともに、行政コストも削減

#### 【実施時期】

- ・ 事務負担の大きい電子署名の簡素化を、平成22年9月までに実施
- ・ その他電子申請の操作性の向上によりその利用を促進(必要なシステム改修を実施)

#### 【目標】

対象事業数: 平成22年度約1.4% → 平成24年度までに10%へ拡大

### 3. 適用徴収対策の充実等

#### ○ 収納率の向上対策

納付督促業務の外部委託化を通じて件数の増加を図るとともに、委託先と連携して職員が臨戸訪問による納付督促や滞納整理を行うことにより収納率の向上を図る。

#### ○ 未手続事業対策の推進

- ・ 介護やクリーニング業等許認可を得て営む事業について、地方自治体との連携により未手続事業の把握をさらに進める。(今年度より実施)
- ・ 求職者や労働者が事業場における労働保険の加入状況を把握できるよう、インターネットによる労働保険適用事業場情報の公表を実施する。(本年12月1日より実施)

#### ○ 広報の重点化・効率化

- ・ 不特定多数に対する広報を見直し、事業主の労働保険制度への基本的理解・周知徹底に力点を置く。このため、年度更新及び適用促進に関連した従来の広報経費について、事業主への直接的な周知に必要なパンフレットなどに絞る一方、厚生労働省ホームページの充実など、より安価な周知方法を工夫する。(順次実施)

#### ○ 事務組合・報奨金制度の見直し

財政事情が厳しいこと等を踏まえ、中小規模の事務組合への影響も考慮しつつ、報奨金予算を縮減する(平成23年度予算要求)とともに、適正な運営のための監督の強化など制度面まで踏み込んだ見直しを行う。